

北海道告示第 10559 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 29 年 11 月 7 日までに北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 29 年 7 月 7 日

北海道知事 高橋はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ函館戸倉

函館市戸倉町 130-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作

大阪府大阪市中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号

株式会社ミカエル 代表取締役 松倉 年子

函館市戸倉町 33 番 14 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
ホームック株式会社	代表取締役 石黒靖規	札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 1 号
株式会社 道南ラルズ	代表取締役 馬場利昭	函館市港町 1 丁目 2 番 1 号（ポールスターショッピングセンター B 棟内）
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号
株式会社セリア	代表取締役 河合宏光	岐阜県大垣市外渚 2 丁目 38 番地
株式会社ゲオ	代表取締役 森原哲也	愛知県春日井市如意申町 5 丁目 11 番地 3
株式会社セカンドストリート	代表取締役 久保幸司	香川県高松市今里町 2 丁目 16 番地 1
株式会社ルック・ヒライ	代表取締役 平井勝治	札幌市中央区南 2 条西 6 丁目 7 番地 1
株式会社 しまむら	代表取締役 野中正人	埼玉県さいたま市北区宮原町 2-19-4

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更のあったもの
DCMホームマック株式会社	代表取締役 石黒靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号	ア
株式会社 道南ラルズ	代表取締役 土手光三	函館市港町1丁目2番1号(ポールスターショッピングセンターB棟内)	イ
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北24条東20丁目1番21号	ウ
株式会社セリア	代表取締役 河合映治	岐阜県大垣市外渚2丁目38番地	エ
株式会社ゲオ	代表取締役 吉川恭史	愛知県中区富士見町8番8号O MCビル	オ カ
株式会社ルック・ヒライ	代表取締役 平井勝治	札幌市中央区南2条西6丁目7番地1	
株式会社 しまむら	代表取締役 野中正人	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4	
株式会社富士通 パーソナルズ	代表取締役 大谷信雄	東京都港区南2-15-12 インターシティB棟	キ

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成27年3月1日

上記(3)イ 平成25年5月14日

上記(3)ウ 平成26年8月7日

上記(3)エ 平成26年6月24日

上記(3)オ 平成25年4月1日

上記(3)カ 平成25年8月1日

上記(3)キ 平成29年2月24日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 社名の変更

上記(3)イ 代表者の変更

上記(3)ウ 代表者の変更

上記(3)エ 代表者の変更

上記(3)オ 株式会社セカンドストリーートの吸収合併及び住所の変更

上記(3)カ 代表者の変更

上記(3)キ 新規出店

2 届出年月日

平成29年6月26日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成 29 年 7 月 7 日（金）から同年 11 月 7 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで